

栃木県協同農業普及事業の実施に関する方針

制定：令和 3 (2021) 年 3 月 1 日経技第 1019 号

一部改正：令和 4 (2022) 年 3 月 30 日経技第 997 号

第 1 協同農業普及事業の実施の考え方

本県における協同農業普及事業は、農業改良助長法の規定に基づき、県と国が協同して普及指導員(普及指導員資格取得予定者を含む。以下同じ。)及び農業革新支援専門員を置き、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者を育成するとともに、農業の持続的な発展及び農村の振興を図るものである。本事業は、時代の変化や、農政上の様々な課題に対応して実施され、多くの成果を上げてきた。

本県の農業・農村を取り巻く現状は、農業従事者や農村人口の減少、高齢化等により、農業の担い手が減少するとともに、農村地域の集落機能の一層の低下が懸念される状況にある。また、近年は、大規模な自然災害が増えており、的確なリスクマネジメントが必要となっている。

こうした中であって、継続的に農業・農村を発展させていくためには、多様な担い手の確保、積極的に経営改善に取り組む経営体や地域農業を牽引するリーダーの育成、生産現場の技術革新、農村の総合的な振興、持続可能な開発目標(SDGs)の達成、「みどりの食料システム戦略(令和 3 年 5 月 12 日決定)」等も踏まえた取組等がますます重要となっている。

このような状況に対応するため、本県では、農政の基本指針となる「栃木県農業振興計画」を策定しており、その基本目標である「成長産業として持続的に発展する農業・栃木」の実現に向け、直接農業者に接して支援を行う普及指導員及び農業革新支援専門員が、農業者の所得向上と地域農業の維持発展を支援するため、生産流通に係る技術指導の実施や農業者と地域の関係者等との結び付きの構築等を通じ、認定農業者等の意欲ある農業者に対し効果的かつ効率的な普及指導活動を実施するものとする。

なお、本方針の実施期間は、令和 3 年度から令和 7 年度とする。

第 2 普及指導活動の課題

1 基本的な課題

(1) 人材の確保・育成

将来を担う新規就農者の確保・育成に向けて、青年層をはじめとした農業の内外から新規就農者を確保するとともに、早期の経営確立と定着促進のため、市町、農業協同組合、教育機関、農業者、農地中間管理機構、農業委員会、民間企業等の関係者・関係機関と連携し、就農準備段階から経営安定段階までの一貫した受入体制に技術や経営指導の観点から参画し、新規就農等を支援する必要がある。

特に、青年農業者組織等の主体的な活動を支援するとともに、これらの組織と農業系

高校の生徒や県農業大学校の学生等との交流を促進し、相互に学習できるよう働きかける必要がある。

加えて、都道府県が整備する農業経営・就農支援センターの取組に参画し、就農候補市町村等と連携した就農サポート、専門家等と連携した法人化・経営継承などの課題への経営サポートに取り組む必要がある。

また、地域農業を持続的に支えていくため、地域が目指すべき農地利用の姿等を位置づけた人・農地プランの策定や実行等を後押しし、次世代の担い手等への生産基盤継承の推進、担い手への農地の集積・集約に向けた合意形成を支援する必要がある。

さらに、集落営農の活性化に向けて、ビジョン作りや人材の確保、新たな作物の導入等の取り組みを支援する必要がある。

農業経営や農村地域の発展のためには、女性農業者の活躍が重要であるため、女性が能力を発揮できる環境を整備するとともに、地域をリードする女性農業者を育成する必要がある。

(2) 生産力の向上

施設園芸の生産性・収益性の向上を図るため、試験研究機関や情報通信関連企業、農業機械メーカー等と連携し、ロボット・AI・IoT等の先端技術を組み入れた新たな技術体系の現地における検討や導入効果を検証し、効果的な技術体系の確立及びその改善を推進する必要がある。また、その検証結果を広く農業者等に提示し、目指すべき技術体系のイメージを共有させることにより、確立された新たな技術体系の地域への導入と定着を図る必要がある。

効率的な土地利用を図るため、スマート農業技術等を活用しながら需要対応力の高い土地利用型園芸の拡大や低コスト生産による稲・麦・大豆の競争力を強化するとともに、生産性・持続性の高い畜産経営体を育成する必要がある。

次世代型農業支援サービスとして、農業用ドローンや自動走行機械などの先端技術を活用した作業代行やシェアリング・リース、食品事業者による収穫作業の代行等のサービス展開が想定される。普及指導員及び農業革新支援専門員は、当該サービスの活用による農業経営の発展に向け、農業者のニーズ把握や地域で利用可能なサービスの情報収集・提供に取り組むとともに、農業生産工程管理（GAP）の手法で得られる農作業工程の整理・改善や経営分析等を通じた有効性を検証し、地域での導入に向けた合意形成等の取組を支援する必要がある。

(3) 販売・PR力の強化

農産物のブランド力向上や競争力強化を図るとともに農産物の輸出拡大に向けて、海外需要や国内の加工・業務用需要等の構造の変化に対応できる安定的な生産・供給体制の整備、競争力の高い新品種・技術の導入による産地化を進める必要がある。

(4) 消費拡大・安全対策の強化

農産物等の安全性を確保するため、生産段階でのGAPの実践、有害物質等による汚

染防止・低減対策、農薬の適正使用等の取組、輸出に向けた海外の規制に対応した産地の取組、HACCP、食品表示、適切な防疫対策や放射性物質対策等、安全・安心な食料の安定供給を支援する必要がある。

(5) 農業生産環境の向上

自然災害等のリスクに備えるため、農業保険や農業版BCP（事業継続計画）の策定等を含めた経営の安定化に向けた取組を推進する必要がある。

(6) 農村の振興

農村地域における関係人口の創出・拡大、農業・農村の社会的価値の向上、安心して農業や生活ができる農村づくりなど、様々な農村の課題に対応するため、地域の多様な関係機関と連携して、地域コミュニティの維持・強化等を支援する必要がある。

さらに、農村地域の新たな所得機会を創出するとともに、生産現場に必要な人材確保に向け、関係機関との連携により、地域の実情に応じて、他産業退職者、高齢者、障がい者、外国人等の多様な人材の活用促進が必要である。

鳥獣被害対策に当たっては、地域ぐるみで行う侵入防止柵の設置、緩衝帯づくり等の環境整備、効果的な捕獲技術の普及等を支援する。また、荒廃農地対策に当たっては、地域ぐるみの話し合いを通じた農地の有効活用や粗放的な利用などを視野に入れた持続可能な農地の利用等、地域の総合的な取組を関係機関と連携して支援する必要がある。

(7) 持続可能な農業の実現に向けた環境負荷低減に資する技術体系の構築支援

普及指導員は、気候変動や生物多様性の保全等の対応に当たって、農業者の経営に配慮しながら、環境保全型農業や生産安定技術等の普及に取り組む。

具体的には、環境負荷低減に資する既存の栽培技術や試験研究機関等が新たに開発した技術、スマート農業技術の実証・導入などを通じて、高い労働生産性と持続可能性を両立する栽培体系の構築に努める。栽培体系の転換に当たっては、農業協同組合等の地域の関係機関と連携し、地理的条件等を踏まえた経営安定に資する戦略づくりと栽培暦の点検・見直し等を支援する。

また、環境負荷低減のため、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の確立・普及等による化学農薬の使用量低減の取組及び土壌診断に基づく適正施肥や堆肥の施用等による土づくりなどを通じた化学肥料の使用量低減の取組を支援する。温室効果ガスについては、水田からのメタン削減やバイオ炭の施用、石油由来資材の転換等の取組を検討し、排出量削減に向けた取組を支援する。

加えて、有機農業の推進のため、地域に適した技術や栽培体系を検討するとともに、地域における生産から加工・流通、消費まで一貫した産地形成の取組を支援する。

2 重点的に推進する取組

市町や関係機関・団体、農村地域における多様な人材等と連携し、次に掲げる事項に重

点的に取り組む。

(1) 次代の農業を担う多様な人材の活躍

ア 地域農業を持続的に支える仕組みづくり

高齢化などにより農業者が減少する中、地域農業を持続的に支えていくため、担い手への一層の農地集積や、広域的に営農を展開する法人などの新たな担い手の育成を進めるとともに、多様な人材の参画など、地域の力を結集した農業の仕組みづくりに取り組む。

・ 未来へつなぐ「とちぎ広域営農システム」の構築

地域農業を維持・発展させていくため、地域農業の中核を担う大規模法人の育成と経営の高度化による体質強化に加え、担い手間の連携や集落営農組織の合併・連携による広域的な営農活動の展開支援、企業の農業参入や市町・農業協同組合等が関与する広域農業法人など新たな担い手を育成する。さらに、農地や水路の維持管理などで担い手をサポートする地域住民の参画などを進め、担い手と地域住民が一体となり地域農業を持続的に支える仕組みづくりに取り組む。

・ 他業種との相互連携の強化

農福連携をはじめ、他産業との協働の促進による農業の展開、農業経営体間や他産業事業者が連携し、相互に労働力を補完する仕組みづくりを支援する。

イ 意欲ある人材の参入促進

産地が主体となった新規参入者を受け入れる新たな体制づくりを進めるとともに、農業を学ぶ機会の充実を図り、栃木で農業に取り組む多様な人材の確保・育成に取り組む。

・ 次代を担う農業人材を育成する体制の整備

就農希望者に対する「とちぎ農業マイスター」による実践的な技術指導や、農地・施設等の取得の支援など、産地の受入体制の整備に取り組む。また、就農相談や、県農業大学校や農業系高校と連携した取組などにより、農内外、県内外からの受入体制強化に取り組む。

・ 多彩な人材の確保・育成

女性農業者が主役となったアグリビジネスモデル創出の支援や、女性農業者が活躍する姿などの情報発信による女性人材の確保・育成に取り組む。また、新たな人材の確保や、デジタル技術をはじめとする先端技術を駆使した農業をけん引できる人材育成に取り組む。

(2) 国内外の競争を勝ち抜く産地力・販売力強化

ア 新たな施設園芸の展開

施設園芸の収量や品質の飛躍的な向上のため、AI を活用した生産システムや本県オリジナルの高収益生産モデルの開発・普及に取り組む。

・ ICT や AI 等を活用した新たないちご生産技術の開発・普及

民間企業等と連携し、AI を活用したリアルタイムな環境制御によるいちごの生育コントロールシステムなど新たな生産技術の開発を支援する。

- ・ “ 就農環境日本一 ” を目指すとちぎ型生産モデルの確立

農業者の高い技術力や豊富な水資源などの優位性を生かし、最新の施設・設備・技術を組み合わせた高収益な生産モデルの確立、省力化や規模拡大のためのパッケージセンター整備などによる分業体制の構築、施設園芸の生産性・収益性の向上を支援する。

イ 稼げる水田農業の実現

水田を活用した競争力の高い大規模園芸産地の育成を進めるとともに、先端技術の導入や団地化を進め、省力的かつ効率的な稲・麦・大豆の生産体制の確立を支援する。

- ・ 水田を活用した土地利用型園芸産地づくりのフル加速

露地野菜をはじめとする産地拡大の加速化により、価格形成などで高い競争力を持つ、50ha 以上の規模の「園芸メガ産地」の育成、カット、皮むきなどの一次加工や複数産地の連携による需要対応力の高いサプライチェーンの構築を支援する。

- ・ 先端技術を活用した省力的で効率的な土地利用型農業の推進

水稻「とちぎの星」など本県オリジナル品種の生産拡大と先端技術を活用した低コスト生産の推進及び業務・加工用などの需要に的確に対応した販売力の強化を支援する。

農地の大区画化に対応した先端技術導入による作業の省力化技術を推進する。

また、大豆や麦、新規需要米等の生産の拡大に向け、多収性品種・低コスト化技術の導入などに取り組む産地を支援する。

ウ とちぎの畜産力強化に向けた展開

本県畜産の産出額拡大を目指し、担い手の確保と経営形態の多様化を図るとともに、AI・IoT の活用や家畜伝染病疾病対策等の推進による生産性やブランド力の向上に取り組み、経営力及び生産・販売力の向上を支援する。

- ・ 担い手の育成や多様な畜産経営の展開による経営力の強化

酪農や肉用牛における新規参入希望者や規模拡大を志向する農業者への遊休畜産施設等の継承システムの構築及び畜産農家の法人化、酪農の乳肉複合経営や肉用牛の繁殖・肥育一貫経営導入による経営体質の強化を支援する。

- ・ AI・IoT などのデジタル技術等を活用した生産・販売力の強化

AI・IoT、高性能機械等の積極的な活用による飼養管理・繁殖管理の効率化、先端技術を活用した衛生指導強化などに取り組む。

エ “ 選ばれる栃木の農産物 ” の実現

「いちご王国・栃木」を最大限に生かしてブランド発信力を強化するとともに、オ

リジナル品種のブランド価値の深化を図り、国内外で「選ばれる栃木の農産物」の実現を支援する。

- ・ 共創による発信力の強化と差別化によるブランド価値の深化

「いちご王国」の一層のPRにより「いちご王国・栃木」のイメージの定着を図るとともに、本県オリジナル品種独自の成分や調理特性など、売りの強みとなるユニークセリングポイントを生かしたブランド価値の向上や、「日々の食卓を支える・栃木の農産物」の生産力の強化と利活用の促進を支援する。また、消費者に選ばれる農産物を目指して、IPM や有機農業などの環境負荷軽減技術の普及や県農産物の安全・安心に向けた栃木県 GAP 規範に基づく GAP 実践者の拡大を支援する。

- ・ 牛肉、米、青果物を中心とした県産農産物の戦略的な輸出拡大

牛肉、米、青果物の輸出に取り組む産地を育成し、相手国の要求する国際水準 GAP 等の認証取得や産地指定に対する対応を支援する。

(3) 安全・安心で活力ある農村

ア 新しい人の流れの創出による農村地域の活性化

農村地域の将来を担う多様な人材の定着を促進し、農村への新しい人の流れの創出による農村地域の活性化を支援するとともに、地域により問題となっている鳥獣被害について、地域ぐるみの対策を支援する。

- ・ 農村地域の将来を担う多様な人材の定住促進

地域外からの新規就農者を確保するため、農業技術・経営など、新規就農者の様々な相談に対応できるよう、関係部署と連携を図り、農村地域で活躍する都市住民等の受入れ、定住促進に向けた取組を支援する。

- ・ 鳥獣被害の防止対策

侵入防止柵の設置等、専門家とも連携し、地域ぐるみの総合的な対策を支援する。

第3 普及指導員及び農業革新支援専門員の配置に関する事項

国及び都道府県の農政施策の方針に基づき、普及指導活動の適切な実施に必要な普及指導員及び農業革新支援専門員の人員を確保するとともに、普及指導計画の策定・実施・評価を効果的に行うことができる体制を次のとおり整備する。

普及指導センター（農業振興事務所経営普及部）及び農業革新支援センター（経営技術課技術指導班）に、原則として普及指導員資格を有する職員（資格取得に向けて実務経験中の職員を含む）を配置することにより、スペシャリスト機能及びコーディネート機能を発揮し、農業・農村施策の推進を図る。

1 普及指導員及び農業革新支援専門員の役割と発揮すべき機能

普及指導員及び農業革新支援専門員は、本県農業・農村の目指すべき将来像の実現に向け、担い手の減少やグローバル化の進展など国内外の様々な状況変化に対応しながら、本

県農業を力強い成長産業へと発展させていくことが求められており、直接農業者に接して信頼関係を構築し、教育的手法を用いて農業者の内在する能力を引き出し、「自ら考え行動する農業者」を育成する役割がある。また、「スペシャリスト機能」と「コーディネート機能」を発揮し地域農業の生産面、流通面などの革新的な取組を総合的に支援しながら、農業者、農業者組織（機能集団、集落営農組織等）、地域（地域計画等）に係わる課題解決活動を支援する。

(1) スペシャリスト機能

農業者に対し経営の発展段階に応じた高度な技術の普及をととして経営改善を支援する。

(2) コーディネート機能

地域や技術等の先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関・団体、民間との連携体制を構築し、調整するとともに、話し合い等を通じて産地化や地域の将来展望などのあるべき姿やその目標に向けた対応方策の策定及び実施を支援する。

2 普及指導活動体制

(1) 普及指導員及び農業革新支援専門員の専門項目と担当分野

ア 専門項目

スペシャリストを育成するため、普及指導員及び農業革新支援専門員の専門項目を次の6項目とする。

- ・野菜
- ・果樹
- ・花き
- ・作物
- ・畜産
- ・農業経営

農業革新支援専門員は、上記の6項目に加えて、土壌及び肥料、病虫害防除の専門項目を置く。

イ 担当分野

効果的に農政施策推進を行うため、普及指導員及び農業革新支援専門員は、専門項目に加え、必要に応じて担当分野を担当する。

- ・農作業安全
- ・農業機械（機械の作業効率等）
- ・青年農業者
- ・女性農業者
- ・普及指導方法（普及計画、普及指導員の育成等）
- ・GAP（農業生産工程管理）

- ・持続可能な農業
- ・鳥獣被害防止対策
- ・放射性物質等対策
- ・スマート農業
- ・土壌及び肥料
- ・病虫害防除

(2) 普及指導活動の体制について

ア 普及指導センター

近年、技術や経営指導などの専門項目に応じたスペシャリスト機能だけでなく、産地化や地域課題などへの対応、いわゆるコーディネート機能の強化が求められている。

このため、各普及指導センターには6つの専門項目の普及指導員を配置する。なお、配置に当たっては、普及指導活動の継続性と普及指導員の育成を両立させるため、地域農業の実態を踏まえて弾力的な運用を図る。

また、普及指導員や試験研究機関等のOB・OGのほか、マーケティングや経営、GAP、ICT、環境保全型農業、有機農業等の専門家について、普及指導協力委員制度等により、普及指導活動を補完する観点から積極的に活用する。

イ 農業革新支援センター

農業技術の高度化や本県農政施策を的確に推進するため、農業革新支援センターに各専門項目の農業革新支援専門員を置く。

第4 普及指導員及び農業革新支援専門員の資質の向上に関する事項

普及指導員及び農業革新支援専門員は、近年の農業分野における技術革新や農業者等の高度かつ多様なニーズ、更には地域農業の抱える様々な課題に対し、産地改革や地域活性化等に向けて、積極的かつ的確に対応するよう求められている。

そのため、目指すべき人材像や必要とされる資質・能力を明確化し、体系的な研修と調査研究、自己研鑽により、資質向上を図る必要がある。

1 目指すべき人材像

(1) 普及指導員

自ら考え行動する農業者を育成するため、担当地域の現状を的確に捉え、専門項目を基本とするスペシャリスト機能と、地域や組織の合意形成等を図るコーディネート機能を発揮し、関係機関・団体、民間等との役割分担を図りつつ、効率的かつ効果的な普及指導活動を行う。

(2) 農業革新支援専門員

国や県の政策課題や広域・重要課題を解決するために、研究・教育機関や国・都道府

県等との連携を図りながら、普及指導活動の企画立案・総括・指導や普及指導員の資質向上を図るとともに、先進的な農業者等とのパートナーシップを構築し高度かつ専門的な支援を行う。

2 求められる資質・能力

(1) 高度な専門知識・技術

農業生産方式の合理化とその農業経営及び地域農業の生産面、流通面などの革新的技術等を総合的に支援する普及指導活動を行うためには、課題に応じた専門性の高い知識と技術を有し、強い改善意欲を持つことが必要である。

(2) コミュニケーション能力

農業者や関係者との意思疎通を図り、信頼関係を構築し、課題の整理と解決方策等を提案・実行できる能力が必要である。

(3) 企画立案・提案能力

現場の課題を把握・分析し、地域農業及び経営体育成の課題解決の方向性を明らかにし、関係機関・団体や農業者等と共通認識のもと、実施計画を企画立案し提案できる能力が必要である。

(4) 調整能力

効率的かつ効果的に普及指導活動を展開するため、農業者組織、関係機関・団体等のそれぞれの機能を活かし役割分担等を明確化した上で、地域農業等の将来展望を共有し、課題の明確化や解決方策の策定・実施並びに個別の経営設計や改善計画を支援する能力が必要である。

3 人材育成に向けた取組方針

それぞれの発展段階に応じて必要となる知識や技術を習得するため、研修区分は、事務所研修、経営技術課主催研修（以下、「県段階」という）、農林水産省等派遣研修（以下、「国段階」という）のほか、自己啓発研修等を実施する。

研修の実施にあたっては、効率的な人材育成が図れるよう「栃木県普及指導員育成基本計画」並びに「栃木県普及指導員研修実施要領」に基づき研修計画を作成する。研修目的に応じて受講者を選出することを基本とするが、普及活動の必要性に応じて受講できるよう柔軟に対応する。

(1) 事務所段階

新任者の現地での課題解決能力や調査研究能力の向上を図るため、メンター制度との整合性を図りながら、OJT を実施するとともに、先進農家等への派遣研修を実施する。また、農業者の経営改善・農村活性化などの課題について普及指導員が共通認識を持つ必要がある事項や農政の重点施策など横断的な対応が求められる課題に関する情報の共有化等については、各普及指導員の資質向上のため、事務所内での全体研修を実

施する。

(2) 県段階

ア 新任者研修

新任の普及指導員に対し普及事業の概要、普及指導方法、県の農政施策や基礎的な技術指導等に関する研修を実施する。また、短期間に現場対応力の向上を図るため、試験場での研修や現地活動手法を学ぶ研修を実施する。

イ スペシャリスト機能強化研修

地域への高度・先進技術等の適合性・実証、経営指導能力向上等に関する普及指導活動向上のために、専門項目に応じた研修を実施する。

ウ コーディネート機能強化研修

地域農業のコーディネート能力を強化するため、普及指導活動に係る企画管理能力の向上や、効果的な政策誘導手法などの研修を、担当分野に応じて実施する。

(3) 国段階

農林水産省が主催する先進技術や経営管理能力手法、コーディネート機能、全国的な共通課題に関する研修などを積極的に活用する。受講者は、他の普及指導員及び農業革新支援専門員に研修した内容を広く伝達し、地域での活用に資する。

(4) 自己研鑽

普及指導員及び農業革新支援専門員は、効果的な普及指導活動を行うため、自らの知識・技術の向上に向けて積極的に自己研鑽を行うものとし、県等が主催する研修だけでなく、調査研究や通信教育等に積極的に取り組む。

(5) 調査研究の実施及びその成果の活用

普及指導員及び農業革新支援専門員は、地域農業の課題解決を効率的に進めるため、地域の特性に応じた農業に関する高度な技術の組立、地域農業をコーディネートするための実態把握など、関連するデータを収集し、科学的な方法により分析・考察する調査研究活動を行い、その結果を普及指導活動に活用する。

また、その成果を普及指導員間や関係機関等と広く情報共有することで有効活用を図る。

4 人材育成の推進体制

(1) 各普及指導センターにおける推進体制

新規採用職員については、メンターが組織的に効果的なOJTを行うことができるよう体制を整備し、農業革新支援専門員の支援を得て育成に努める。

(2) 経営技術課の支援体制

経営技術課は、普及情報担当が普及指導員研修全体を総括し、農業革新支援センターが普及指導員研修の企画及び実施、国等が実施する研修・研究会の受講者の選定、各普及指導センターにおける職場研修やOJTの支援を行う。

農業革新支援専門員は、普及指導センターの状況に応じて計画的に研修等が実施されるよう指導支援するとともに、普及指導センターが行う研修のアドバイスを行う。

5 農林漁業普及指導手当

効果的な普及指導活動を展開するためには、普及指導員資格を有する職員を普及指導センター及び農業革新支援センターに配置する必要がある。普及指導員及び農業革新支援専門員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、職務と給与水準の均衡を図るため、普及指導員に任用された職員に対し農林漁業普及指導手当を運用し、職員の自主的な資質向上の取組を助長して、意欲ある優秀な人材の確保・育成に努める。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

1 普及指導活動の留意事項

普及指導活動の課題は、農政の展開方向及び地域の状況を踏まえたうえで、「栃木県農業振興計画」に基づき、農業者の経営発展や地域農業の振興上、必要性及び緊急性が高いものとする。

また、普及指導活動を重点化するため、認定農業者、集落営農組織、新規就農者、新規参入者及び参入希望者、経営参画に意欲的な青年・女性農業者、農業への参入を希望する法人等、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高い者を対象とする。

なお、普及指導活動の課題に応じて、市町、農業委員会、農業協同組合、民間等が担うべき分野を明確にしながら、総合力の発揮により効果的な普及指導活動を展開し、普及指導計画に基づき、農業者に対する支援の充実・強化を図る。

(1) 各種行政施策の活用

地域や農業者の課題解決と政策実現を図るため、関係機関・団体等との適切な役割分担を図り、各種施策を活用し普及指導活動を効果的かつ効率的に展開する。

(2) 関係機関・団体、民間との役割分担と連携の強化

コーディネート機能を発揮し、関係機関・団体等との役割分担を明確化し、連携強化により課題の解決に取り組む。

ア 市町との連携

普及指導計画と市町の農業振興計画等と整合性を図り、課題の共有化と役割分担の明確化に努める。

イ 農業委員会等との連携

優良農地の確保・有効利用、担い手への農地集積や家族経営協定の推進等については、農業委員会、農業公社、各種協議会等と十分な連携を図る。

ウ 農業協同組合等との連携

普及指導活動と農業協同組合が行うべき営農指導活動との役割分担を明確化し、連携しながら効果的かつ効率的な普及指導活動を展開する。

エ 民間との連携

課題の解決にあたっては、普及の役割を踏まえつつ、税務、会計・経理、労務管理、農産物加工、マーケティング、ICT や IoT、鳥獣被害防止、有機農業を含む環境保全型農業、その他民間企業等から農業者に対して知見が提供される分野では、専門家の知見を積極的に活用する。なお、民間との連携強化にあたっては、農業者の意向を尊重しつつ公平性の確保に留意する。

オ 試験研究との連携強化

試験研究機関との連携にあたっては、農業革新支援専門員が試験設計の段階から積極的に参画し、地域の課題に対応した試験研究となるよう連携を図る。

新品種・新技術等は現地実証・展示などの手段により、地域に合致した技術に組み立て、その迅速な普及を図る。また、現場ニーズに対応した課題の提案や現地実証での問題点を試験研究機関にフィードバックする。

なお、普及指導活動の課題に応じて、独立行政法人、大学、民間企業などの技術シーズを有する者及び産学連携に知見を有する者との積極的な連携を図る。

カ 関係機関・団体等との連携・役割分担と普及活動の重点化について

農薬や肥料や一般的な病虫害の相談等については、農業協同組合 の営農センター等においても迅速に対応できるよう、営農指導員等のスキル向上に向けて、研修会等を実施する。

普及指導活動をより重点・計画活動に特化するための体制づくりについて検討する。

(3) 学普連携

県農業大学校、農業系高校等と連携し、農業学習等に関する支援を行うことにより新規就農者の確保を図るとともに、地域の小・中学校との連携により、食育や農業体験学習等の取組を支援し、農業への関心を高めることで、職業として農業が選択されるよう農業の魅力を発信する。

2 普及指導活動の効果的な運営

(1) 普及指導計画の策定

普及指導センターは、普及指導計画を「栃木県農業振興計画」における「地域計画」のアクションプランとして位置づけ、5 か年度と単年度ごとに策定する。

なお、地域の農業・農村の現状及び将来展望、農政推進上の課題、農業者・消費者のニーズ、新技術の開発状況等を踏まえ、先進的農業者や関係機関・団体との協議のもと策定する。

(2) 内部評価及び外部評価の実施

現場に即したより高い成果が上がる普及指導活動とするため、普及指導計画に定められた成果目標の達成状況及び普及指導活動等について、内部・外部評価を実施し、そ

の評価結果を踏まえて次年度以降の普及指導計画の改善を図る。

ア 普及指導センターにおける内部評価

普及指導計画に定めた普及課題の進捗状況、到達目標に対する達成度、要因分析、今後の改善方策等について、各年度及び中間年度に内部評価を実施する。

イ 外部評価の活用

普及指導活動を円滑に実施するために、外部有識者による幅広い視野からの評価や助言を得る外部評価を行う。

また、外部評価にあたっては、農業関係者以外の評価委員を含め、普及事業の目的、活動内容、成果等を検討し、評価・助言等について公表するものとする。

(3) 重点プロジェクト計画に基づく普及指導活動の推進

農業革新支援専門員は、県農政を積極的に推進するため、現場における重要な課題について、普及指導活動の目標、期間、体制等を定め、普及指導センターとともに重点プロジェクトを実施する。

(4) 農業情報システムを活用した効率的な普及指導活動の推進

技術情報等の各種情報を迅速かつ効果的に農業者等に提供するため、ホームページ等の充実を図る。

また、近年多発している、気象災害による農業被害を未然に防止するため、農業者等の携帯電話等に直接配信する「とちぎ農業防災メール」への加入促進を図り、技術対策等の迅速な周知に活用する。

更には、効率的かつ先進的な普及指導活動を展開するため、オンライン研修会やリモート相談など ICT や IoT を活用した普及活動を行う。

第6 県農業大学校における教育研修の充実

県農業大学校は、次代を担う新たな農業人材の確保育成、農業者の発展段階に応じた能力向上の支援を行い、普及指導センターとの密接な連携の下、教育研修の充実強化を図る。また、ICT や IoT 等を活用した次世代型農業の栽培技術を学習できる環境整備を行う。

1 実践教育の実施

実践教育を中心に農業経営に関する高度な専門知識や技術の教育を行うとともに、一定期間の寮生活を行い、責任感や協調性を醸成し、本県農業の次代を担う青年農業者を育成する。

更に、学生の円滑な就農を促進するため、普及指導センターと連携し、就農相談活動、先進的経営体実習などを実施する。

また、県農業大学校と農業系高校を VR 技術等により接続し交流を行う高大接続教育を実施し、魅力ある農業を発信することで新規就農を支援する。

2 企業的ないちご経営者を育成するための教育の実施

先進的ないちご経営を行う農業経営者の下での実習や自ら学び知識を深めるゼミ形式の授業の割合を高めたカリキュラムなどにより、優れた技術と高い経営能力を持った農業経営者を育成する。

3 農業経営者等への研修の実施

就農準備校「とちぎ農業未来塾」において、農業経営に必要な基礎的な知識や専門的な栽培技術の研修を行う。

また、経営の高度化を目指す農業経営者を対象として「とちぎ農業ビジネススクール」を開講し、雇用・労務管理や販路開拓のノウハウなど、経営のレベルアップのための実践的な研修を行う。

4 新規就農希望者への支援

非農家出身の学生や研修生の就農実現のため、普及指導センターと連携し、県 OB・OG などの就農コーディネーターを中心として、農地の確保や資金調達などの様々な課題の解決に向けた、就農計画の作成及びその具体化に向けた総合的な支援を行う。

5 外部評価の活用

就農希望者を増加させ、農業者の経営発展に資する研修教育を実施するために、先進的な農業者等による幅広い視野からの適切な評価や助言を得る。

第7 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 農業に関する教育への協力

農業体験学習などの取組を推進する教育機関、市町、農業協同組合等に対し、情報提供や相談活動などの協力を図るよう努める。

2 普及指導活動で得た情報の取扱方法

普及指導員及び農業革新支援専門員が農業者から取得・収集する情報の中には、企業秘密又は知的財産として保護が必要な情報が含まれている場合がある。

このため、これらの情報の集積や共有を行う際には、情報の保護及び利用に関する組織内の関係例規等を基本に、情報の適正な管理に努め、意図しない情報流出を防止する。

また、これら情報を当初と異なる目的のため利用する場合やほかに提供する場合には、情報提供者の了解を得るなど、関係例規等に基づき適切に取り扱う。

3 農業経営のリスクを伴う計画に関する指導に係る留意事項

農業経営の改善に向けた技術指導・経営指導は、農業者の経営判断や自己改善努力の助

長に資するよう取り組むものであるが、経営規模の拡大や事業の多角化、先導的な新技術の導入等の計画については、多額の資金調達等を要し、経営の継続自体が困難となるようなリスクを伴う場合もある。

このため、リスクを伴う計画に対して指導する際は、当該リスクについての注意喚起を行い、指導対象者の適切な理解の醸成を図るなど、説明責任を十分に果たすとともに、当該リスクの低減に向けて必要な支援活動を行う。